

上越教育大学附属小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

このいじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号、以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ等の防止のための基本的な方向

(1) 定義について

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（法第2条）

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（※1、※2は、国 の 基本方針による。なお、法令では、「児童」という言葉を用いているため、定義はその表記に準じているが、当校では、「子ども」という言葉を用いていることから、この基本方針の全般にわたって、主として「子ども」という言葉を用いる。ただし、「児童」「子ども」は同義として用いている。）

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条で規定され、①にあてはまるもののうち、該当児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものとする。

※蓋然性とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のことである。

(2) いじめに対する基本的な考え方

<基本理念>

いじめはどの子どもにも、どの学級・学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのためには、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。いじめは、関係する子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、全ての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する子どもの理解を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめ防止等のための取組方針

- ①いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成し、実践する。
- ③「学校評価アンケート」「学校生活アンケート」などを活用して、学校および子どもの実態を把握し、取組の見直しや教育相談を定期的に行う。
- ④校内研修等によって、全職員にいじめ等防止基本方針に対する共通理解を図るとともに、いじめ等に対する意識啓発といじめ等防止の取組に対する力量を向上させる。

(4) いじめ防止に係る組織の設置及び取組

①設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ不登校対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という）を設置する。

②構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、生徒指導副主任、研究主任、特別支援教育支援員、養護教諭、学年主任、該当担任、その他校長が必要と認める者

③役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う中核としての役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(5) 地域・保護者との連携

①保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

- ア P T A総会や学年P T A等において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- イ 各種たよりや学校ホームページ等でいじめ防止の取組を発信する。
- ウ 上越地区における、いじめに関する学習会や集いへの保護者の参加を呼び掛ける。
- エ 連絡帳、電話、個別懇談等による保護者との情報共有を行う。

②情報発信及び基本方針の周知

- ア 年度当初のP T A総会や学年P T Aにおいて、本基本方針の説明を行う。
- イ 学校ホームページに本基本方針を掲載する。

③地域の活動によるいじめの未然防止

- ア 地域行事への積極的な子ども参加の呼び掛けを行う。
- イ 地区内各小中学校と連携した地域住民との交流を促進する。

(6) 関係機関等との連携

①警察、子ども相談所、市教委、民生子ども委員等との連携

- ア 上越警察署や上越子ども相談所、市内民生子ども委員等との情報交換
- イ 上越市教育委員会との連携

②附属学校間の連携強化

- ア 附属幼稚園と附属小学校との情報交換、交流活動の実施
- イ 附属小学校と附属中学校との情報交換、及び実践紹介

2 いじめ防止等のための基本的取組

(1) いじめの未然防止のための取組

①いじめ等未然防止のための共通理解と学校体制の確立

- ア いじめ問題の理解、いじめ対応マニュアルの作成
- イ いじめ問題に関する校内研修等の実施

②子どもとの信頼関係の確立

- ア 日頃から、子どもに温かく誠実に接したり、ときには毅然とした態度で向き合ったりする。
- イ 子どもが生き生きと学校生活を送れるよう、子どもの思いや願いを大切にし、子どもが学びをつくっていくような活動づくりに努める。
- ウ 学級の全員と教育相談を実施する機会を設け、子どもの悩み等を把握し、様子に応じて解決に向かうように対応する。(なお、年間を通じ、子どもの様子に応じて、随時、教育相談を実施する。)
- エ スクールカウンセラーと連携し、子どもの悩み等を把握したり、子どものサポートに努めたりする

③道徳教育の充実

- ア 活動において子どもが感じ考えることを基にしながら、相手の気持ちを考えたり、自分はどうあるべきか考えたりするようとする。

④人権教育、同和教育の充実

- ア 各学級で計画に基づいて、人権教育、同和教育を行い、子どもの人権感覚を育む。
- イ 上記のうち、1回は保護者参観とし、人権を大切にする教師や子どもの姿を見せるとともに、保護者も人権を大切にする意識の啓発を図る。

⑤異学年交流や校外活動での社会性育成

- ア 異学年や地域など、他者とのかかわりの中で、相手の気持ちを考えたり、他者のよさにふれたりできるようにする。
- イ 異学年や地域など、他者とのかかわりの中で、集団や社会の中で、自分はどうあるべきか考えるようとする。

⑥学級活動の充実

- ア 日常的に、いじめを生まない風土づくりに取り組む。
- イ 子どもの自己肯定感や自己有用感を培う集団づくりを工夫する。

⑦子どもによるいじめ防止の取組

- ア 「いじめは決して許されるものではない」ということや、加害者・傍観者・被害者といった、いじめの構造といじめの防止について理解する。
- イ ラインを介した誹謗中傷等、SNSによってもいじめが起こり得ることを理解する。
- ウ いじめ見逃しがゼロに向けた、子どもの主体的な取組（異学年班活動による人間関係づくり、プロジェクト活動による啓発等）を推進する。

⑧日常的な学校間および職員間の連携・情報交換

- ア 附属学校間での情報交換を行う。
- イ 職員終会や職員会議時における情報交換を行う。
- ウ I C T校内ネットワークを活用した職員間の情報交換を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

①いじめ相談・通報窓口の設置

ア 相談・通報窓口リーフレット等を配付し、相談・通報窓口を周知する。

②定期的なアンケート等の実施

ア 月に一度、「学校生活アンケート」を実施する。

イ アンケートの分析と対応協議を行う。

③教育相談の充実

ア 「学校生活アンケート」の結果を踏まえ、教育相談を行う。なお、きちんと時間をとって担任が子どもの話を聞く機会とともに、子どもとのよりよい関係をつくったりしていくことを期して、全員と教育相談を行う機会を設ける。

イ 教育相談で把握した情報について、職員間で共有を図ったり、解決のための対応をしたりする。

④日常的な子どもの観察、職員間の情報交換

ア 学級担任による日常的な子どもの観察や声掛けを行う。

イ 職員終会等における情報交換を図る。

ウ 週1回の生徒指導部会、及び子どもを語る会での情報交換を図る。

エ 問題と思われる事案についての記録の保存、共有を行う。

(3) いじめへの即時対応の取組

①上越教育大学への報告

ア いじめを認知次第、校長（教頭）が大学へ第一報を報告

イ 校長が「いじめ認知報告書」を作成し、大学へ提出

②組織を活用した状況調査

ア 「いじめ・不登校対策委員会」による状況調査の実施

イ スクールカウンセラー及び上越教育大学教員の協力を依頼

③いじめられている子どもの保護・支援

ア 複数職員による確実な見守り

イ 必要に応じ別室等の確保

④いじめをしている子どもへの指導・支援

ア 複数の職員による、子どもへの指導や支援

イ 管理職による指導

⑤いじめられている子どもの保護者への対応

ア 定期的に情報を提供し、対応策を協議

イ 経過報告及び面談の定期的な実施

⑥いじめをしている子どもの保護者への対応

ア 隨時、情報の共有と、子どもへの指導や支援

⑦その他の子どもに対する対応

ア 学級担任および学年主任等による子どもへの説明や指導

イ 学年集会または全校集会における指導

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合等を想定
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

（2）重大事態発生時の対応

①上越教育大学への報告

- ア 重大事態に至るいじめを認知次第、校長が大学へ第一報を入れる。
- イ 校長が報告書を作成し、大学へ提出する。

②上越教育大学が調査組織を設置

- ア 調査に必要な資料提出など、調査に協力する。

③外部機関との連携

- ア 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

<いじめに対する組織的対応の流れ>

